（令和８年11月19日　掲載）

質　問　応　答　書

調達件名　令和8年度ポイ捨て等防止条例周知啓発及び周知用地図データ制作等業務

番号	質　問　事　項	回　　答
1	入札説明書の「４　入札参加資格」の⑵についてです。 中分類は、「広告業」と「情報サービス、研究・調査企画サービス業」の両方に該当することが必要でしょうか。	「広告業」及び「情報サービス、研究・調査企画サービス業」の両方に該当することが必要です。
2	仕様書の「Ⅱ　業務内容」の「８再委託」についてです。 「広告素材制作」を自社内で行うことができる受託者は、あらかじめ申請をすることで「映像放映」「喫煙制限区域図データ制作」「喫煙所マップ制作」「配付用啓発資材のデザイン制作」のそれぞれを第三者へ委託しても問題ありませんか。	再委託については、着手後に受託者からの申請に基づき、委託者が審査した上で可能な場合に承諾するものであり、本質問に対して再委託の可否を回答することはできません。 なお、再委託の禁止については契約書約款第五条に「役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない」とありますが、これは役務の主たる部分を再委託することを前提としたものではありません。 また、役務の大部分を再委託する中で、受託者が本業務の技術的な管理を十分に行うことができないと認められる場合等は、仕様書等の趣旨と照らし合わせ不適当と認められ、再委託を承認しない場合があります。
3	仕様書５-⑴映像放映について、ア～エにて使用する映像は全て同じ内容にて制作し、ア～エのサイズにリサイズするという形式で問題ございませんでしょうか。	仕様書Ⅱ５⑵イ～ウに掲げる、映像の内容や映像表現方法については、仕様書Ⅱ５⑴ア～エにわたって共通のものとして問題ありません。 ただし、サイズだけでなく、仕様書Ⅱ５⑵アの各項目に掲げる音声等の規格の仕様を満たしていることが必要です。